入札心得書

1　全般的事項

⑴　市有財産一般競争入札参加希望者は、本心得書、入札公告及び契約書案並びに物件調書等をよく読んだうえで入札してください。

⑵　入札の申込に当たっては、次の点にご注意ください。

ア　物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。

イ　物件は、現況有姿での引渡しとなります。したがって、工作物（公園灯、パーゴラ、擁壁、電柱、水道メーターボックスなど）及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現況有姿のままで引き渡します。

ウ　越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件調書の参考事項欄に記載してあります。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）

エ　物件の埋設物の調査、地盤調査及び土壌調査等は行っておりません。

オ　入札及び売買契約の地積は、物件調書に記載した実測地積で行います。なお、所有権移転登記については、公簿地積で行います。

⑶　入札者は、入札後、本心得書、入札公告及び契約書案並びに物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物の公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

また、契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。市として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。（なお、契約者が消費者契約法第２条第１項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。）

2　現地説明会

入札に先立ち、以下の日時で現地説明会を実施します。現地説明会への参加は任意です。参加を希望される場合は、参加者氏名、ご連絡先電話番号を本文に記載のうえメールもしくは FAX でお申し込みください。申込受付後、確認の電話をいたします。

なお、申し込みがなかった場合は、現地説明会を実施しません。

⑴　申込期間

令和８年12月７日（月）から令和８年12月28日（月）

⑵　申込先

弥富市役所総務部総務課管財グループ（本庁舎４階）

ＦＡＸ　０５６７‐６７－４０１１

メールアドレス　kanzai@city.yatomi.lg.jp

※　タイトルに「総務課管財グループ宛　現地説明会参加申込」とご記入ください。

所　　在	地　番	日　時		場所
平島町中新田	173番１	令和９年１月13日（水）	午後２時00分から	物件現地

３　入札参加申込み

⑴　提出書類

入札参加者は、下記（2）の期限内に、「市有財産一般競争入札参加申込書（第１号様式）及び「誓約書」（第３号様式）及び法人の場合は、登記簿謄本（現在事項全部証明書）、個人の場合は、住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載の無いもの）を提出してください。

また、代理人により入札するときは、必ず「委任状」（第２号様式）を提出してください。

ただし、同一物件において１人で２人以上の代理又は、申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

⑵　受付の場所及び日時

場所　弥富市役所総務部総務課管財グループ

〒498-8501　弥富市前ケ須町南本田335番地　本庁舎４階

日時　令和９年１月26日（火）から令和９年２月２日（火）までの午前９時から午後４時まで（土曜日、日曜日を除く。）

※申込者数等の問い合わせについて

入札結果については、弥富市公式ウェブサイトで公表しますが、公表前の申込者数等の問い合わせについては回答できません。

⑶　入札に必要な書類

入札参加申込受付後、市から入札に必要な以下の書類をお渡しします。

・入札書（第４号様式）

・入札保証金納付書・入札保証金納付証明書

・入札保証金領収書

４　入札

⑴　入札保証金

ア　入札保証金の納付

入札参加者は、入札参加申込受付後に市がお渡しする納付書により、入札保証金として、入札金額の100分の５以上（１円未満切上げ）に相当する金額を入札書を提出する前までに納付しなければなりません。なお、「入札保証金が入札金額の100分の５以上の額に達しない者」のした入札は、無効となりますのでご注意ください。

（ア）納付場所

弥富市役所　会計課（本庁舎１階）

（イ）納付日時

令和９年２月９日（火）　午前９時00分から午前９時45分まで

イ　入札保証金の還付等

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては、契約締結後に還付しますが、申し出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付したものは、地方自治法第235条の４第３項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

また、落札者が、５（1）ア契約の締結に記載の期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、地方自治法第234条第４項の規定により入札保証金は市に帰属することとなります。

⑵　入札書の作成方法

入札書は、黒色のボールペン又は万年筆を使用して記入してください。なお、必要事項（入札書の住所、氏名、入札金額等）をパソコンで入力し、印刷した入札書も有効です。

入札書には、入札書の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入してください。（代理人の方が入札される場合は、入札者の欄に委任者の住所、氏名を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入してください。）

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

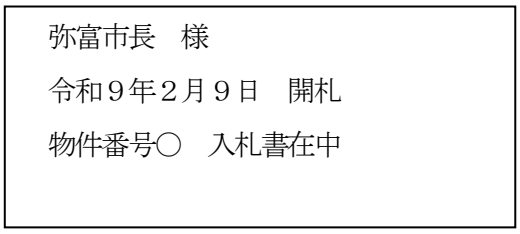
また、入札保証金額を入札金額の下段に記入してください。（入札限度額は、入札保証金の20倍となります。この限度額を超えて入札された場合は、入札が無効となります。）

誤字等は二重線で訂正してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

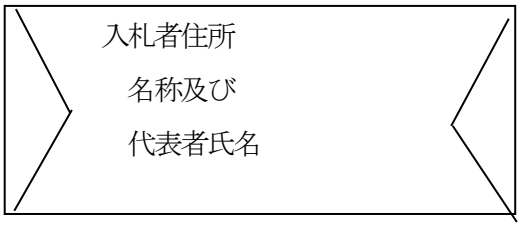
また、入札書は封筒に入れて、封緘し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記してください。

【封筒の記載例】

（表）



（裏）



⑶　入札方法等

ア　入札日時

令和９年２月９日（火）

午前10時00分から

イ　入札場所

弥富市役所　本庁舎３階　大会議室Ａ

ウ　入札の方法

持参による

エ　提出書類

・入札書（封筒に入れ、封緘したもの。）

・入札保証金納付書・入札保証金納付証明書

提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引替え又は撤回することはできません。

⑷　予定価格の公表

入札における販売促進のため、予定価格（最低売却価格）を公表します。（入札書の金額が予定価格に達しない場合、その入札は無効となります。）

⑸　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　市有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札

イ　入札参加者の資格を有しない者（地方自治法第238条の３の規定に該当する者）、地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者、「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者がした入札

ウ　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が入札

金額の100分の５以上の額に達しない者のした入札

エ　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

オ　入札に際して連合等による不正行為があった入札

カ　同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札

キ　入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの

ク　入札書の金額の表示を訂正したもの

ケ　郵便による入札

コ　入札書の金額が予定価格に達しないもの

サ　虚偽の事実を記載した者のした入札

シ　担当職員の指示に従わなかった者の入札

⑹　開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

⑺　落札者の決定

落札者は、市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない市の職員にくじを引かせます。

⑻　入札結果の公表

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、土地の地目・面積、予定価格、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、弥富市公式ウェブサイトにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

また、落札者以外の入札参加申込者名及びその入札金額等について、照会や情報公開請求があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。

５　契約

⑴　契約の締結

ア　期限

落札者は、令和９年３月１日（月）までに売買契約を締結しなければなりません。

契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

この日までに売買契約を締結しない場合、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することとなります。

イ　契約保証金

落札者は、開札後に市が送付する納付書により、契約保証金として、入札金額の100分の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額を、現金又は弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第８号。以下「契約規則」という。）第32条第１項において準用する同規則第10条第１項各号（同条第１項第４号を除く。）に定める有価証券等により契約を締結するまでに指定金融機関等で納付しなければなりません。

この契約保証金は、売買代金に充当することができます。（ただし、契約保証金を現金以外により納付した場合は、売買代金に充当することができませんので、売買代金の全額を納付した後に保証金を納付したとき発行した納付証明書と引換えに還付します。）

ウ　その他

契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書に基づき損害賠償を請求します。

⑵　売買代金の納付

売買代金の納期限は契約日から15日以内とします。

⑶　所有権の移転

売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転します。

所有権移転登記の手続きは、登記嘱託請求を受けて市が行いますが、落札者は、登録免許税の納付が必要です。

⑷　用途等の制限

落札者は、市有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

６　その他留意事項

⑴　入札参加申込み後から所有権移転までの間に代表者等に変更があった場合は、速やかに申し出てください。

⑵　本心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、弥富市契約規則及びその他関係法令等の定めるところによって処理します。

7　問い合わせ先

〒498－8501　弥富市前ケ須町南本田335番地（弥富市役所本庁舎４階）

弥富市役所　総務部　総務課 管財グループ

電話番号 0567－65－1111（内線447）

別　紙

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の３　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第32条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）

２　排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等(以下「排除措置対象法人等」という。)は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等